

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に基づく事後開示書類)

2024 年 10 月 1 日

株式会社ヴィッツ

株式会社アトリエ

2024年10月1日

株式交換に係る事後開示事項

愛知県名古屋市中区栄三丁目3番21号
株式会社ヴィッツ
代表取締役社長 服部 博行

愛知県名古屋市中区栄二丁目13番1号
株式会社アトリエ
代表取締役社長 水口 大知

株式会社ヴィッツ（以下「ヴィッツ社」といいます。）及び株式会社アトリエ（以下「アトリエ社」といいます。）は2024年8月21日付でヴィッツ社及びアトリエ社の間で締結した株式交換契約に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、ヴィッツ社を株式交換完全親会社とし、アトリエ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により本株式交換に関して開示すべき事項は、下記の通りです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年10月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行ったアトリエ社の株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
本株式交換の買取請求を行ったアトリエ社の株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
アトリエ社は新株予約権を発行していないため、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

アトリエ社は会社法第 789 条第 1 項第 3 号に該当しないため、該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

ヴィッツ社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行い、同条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したヴィッツ社の株主はおりませんでした。会社法第 796 条の 2 柱書但書が適用されるため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ヴィッツ社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行い、同条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したヴィッツ社の株主はおりませんでした。会社法第 797 条第 1 項但書が適用されるため、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

ヴィッツ社は会社法第 799 条第 3 号に該当しないため、該当事項はございません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、ヴィッツ社に移転したアトリエ社の株式の数は 205 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ヴィッツ社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したヴィッツ社の株主はおりませんでした。

(2) アトリエ社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 8 月 21 日開催の臨時株主総会の決議による承認を得て本株式交換を行いました。

(3) 本株式交換に際して、ヴィッツ社は本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のアトリエ社の株主（但し、ヴィッツ社を除きます。）に対し、その所有するアトリエ社の株式 1 株に対してヴィッツ社の株式 90 株の割合をもってヴィッツ社の自己株式を割当交付いたしました。ヴィッツ社が交付した株式の総数は 18,450 株です。

(4) 本株式交換により増加したヴィッツ社の資本金及び準備金の額は次の通りです。

- ① 資本金の額：0円
- ② 資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従いヴィッツ社が別途定める額
- ③ 利益準備金の額：0円

以 上